

家族主義福祉レジーム諸国における 育児の脱家族化

—— 日本とイタリアの育児政策比較研究 ——

大 木 香菜江

1 問題の所在

本稿の目的は日本とイタリアにおいて、育児をめぐるケア負担がどのように社会的に配分されているかを明らかにすることである。福祉レジーム研究において両国は「家族主義レジーム」と位置づけられてきた。本研究では、ケア負担の社会的な配分方法に着目し、日本とイタリアにおける育児負担の実態を量的・歴史的データから明らかにし、「家族主義レジーム」における家族のケアの内実を解明することを目指す。

家族の子育てをサポートする体制は多様化している。例えば、育児休業制度、公的保育サービス、子供手当などよく知られている制度がこれである。これらのシステムはいずれも家族の育児負担を何等かの方法で緩和することを目指している。家族が負担する育児にかかるコストを補填したり、家族以外が子供の世話をするサービスを普及させたりと、こうした政策の内実が多岐にわたる。

このように様々な家族のケア負担緩和策が施行されているが、家族のケアの実態が反映されない場面も見受けられる。昨今日本で話題となった「保育園落ちた日本死ね!!!」⁽¹⁾はその一例である。子育てと就労の両立を希望する家族が増加する中で、現行制度がこうした社会の変容に対応できていない状況にある。

では、家族の育児をめぐる環境が刻々と変化する中で現状に即した育児負担を緩和する方策を見出すにはどうしたらよいのだろうか。こうした問題関心の下に出発する本稿は、日本とイタリアにおいて家族の育児をめぐるケア負担の実態がこれまでどのように変容してきたのか、また、現状としては家族の育児負担はどこまで軽減されているのかを把握す

⁽¹⁾ 2016年2月に匿名で投稿されたブログのタイトル。「1億総活躍社会のかけ声とは裏腹に、なかなか解消しない待機児童問題を指摘する内容で、国会でも取り上げられた。([朝日新聞デジタル] 2016.3.4)

ることを第一の目的とする。

この第一の目的を達成するためには、これまでの福祉レジーム比較研究で用いられてきた分析枠組みをより実態解明に適したものにする分析枠組みの修正が必要不可欠である。この修正案を提示することが、本稿における第二の目的である。既存の分析枠組みは、福祉国家を中心に福祉システムを捉えるため、家族の福祉システム内での働きを十分にとらえられない。このような分析枠組みを国家ではなく家族が主だったケア提供者となる日本やイタリアに適応させると、これらの国々は「家族主義」という一面的な分析結果に収斂しやすくなる。

これらの目的の遂行のため、本研究は2つの点に留意する。1つ目は、「脱家族化」概念を用いた先行研究の検討を行い、これらの研究を発展させた実証研究を行う。「脱家族化」概念は、「家族の責任を福祉国家または市場の働きを通じて、どの程度まで緩和できるか」(Esping-Andersen 1999=2000: 86)を示す。脱家族化指標を用いることで、国家ばかりに焦点をおくのではなく、家族の役割をより重視した分析が可能となる。2つ目は、こうした実証研究を行う際に、イタリアと日本の脱家族化の時系列的変化に着目した分析を行うことである。福祉レジーム研究は1990年代を中心に一時点からのみ得られる分析結果を提示しており、それ以降の変化を追ってはいなかった。既存研究では家族主義的特徴を指摘されるイタリアと日本であるが、脱家族化の様相を観察した際にどのような時系列的変化が生じるのかを検証する。

本稿では、家族主義福祉レジーム諸国の育児の脱家族化の様相を捉えるために、以下のような手順をとる。まず、2節では、福祉レジーム論の中で「脱家族化」概念が着目された過程について説明する。その上で、脱家族化概念を用いた G. Esping-Andersen、Sigrid Leitner、落合恵美子の3つの研究を検討する。家族に対する育児支援策の課題をより詳細に把握するため、本研究では家族のケア負担を緩和する方向を「ケアサービス」と「ケア費用」の2つに分節化する、「家族主義の多様性論」の上に分析を進める(落合 2017)。続く3節では、本研究で用いる方法とデータについて説明する。本研究では落合の「家族主義の4類型」を座標軸に見立て、その上に育児政策の内容や効果を数量化した変数を打ち出していく。4節では、3節で示された分析結果をもとに、1990年代から2010年代までの育児の脱家族化の移り変わりを図示する。そして、図上のこれらの変化が生じた要因をイタリアと日本の育児政策の歴史的変遷とともに論じていく。5節では家族主義福祉レジームとその他の3つの福祉レジームとの関係について述べる。これには、家族主義的性質がその他のレジームに比べて強いとされる先行研究を検証する狙いがある。そして、日本とイタリアの類似点や相違点から家族主義福祉レジームの脱家族化の特徴を見出す。

2 先行研究

2-1 福祉レジーム論と家族主義福祉レジーム

福祉レジーム論は国家・市場・家族の3つを福祉システムを支えるアクターとし、各国の様々な福祉制度や福祉国家それぞれの成立過程といった複雑で傾向づけにくい知見をまとめあげることが可能にした。

福祉レジーム論は、「脱商品化」と「階層化」指標を使って「自由主義福祉レジーム」、「社会民主主義福祉レジーム」、「保守主義福祉レジーム」の3つのタイプを提案する。「脱商品化」とは、「個人あるいは家族が市場の有無に関わらず社会的に認められた一定水準の生活を維持できることがどれだけでできるか」(Esping-Andersen 1990=2001: 41)を表す指標である。アメリカのように市場ベースで福祉を提供し、脱商品化の程度が低く、階層化の程度が高いタイプが「自由主義福祉レジーム」、反対に、スウェーデンなどの北欧諸国のように国家主体で福祉を運営し、高度に脱商品化し、階層化が進まないのが「社会民主主義福祉レジーム」である。そして、脱商品化と階層化の程度がこれら2つのレジームの中間に位置づけられるのが、ドイツを代表国とする「保守主義福祉レジーム」である。

今回の分析対象である日本やイタリアは家族主義的性格の強さが指摘されたために、3つのレジームとは一線を画す第4のレジーム論⁽²⁾を喚起した。まず、イタリア、ポルトガル、スペインは、国家の福祉システムへの介入が弱いことから、「福祉国家の南欧モデル」だとする見方が提案された(Ferrera 1996)。また、南欧諸国の中でもイタリアの家族政策が軟弱であるために、家族に依存した福祉システムを有するとも指摘されている(Saraceno 1994)。また、南欧と並行して東アジアについても、家族主義の強さを儒教主義に関連づけて「儒教主義福祉国家」と東アジア諸国をグルーピングする見方が1990年代に台頭した(Jones 1993)。その後の「東アジア福祉レジーム」の実態を分析する研究でも、儒教主義に裏付けられた家族主義的性質を共通の特徴として東アジアが有することが主張された(Goodman and Peng 2003)。さらに、2010年代においても儒教思想が福祉システムを拡充する際の障害となっていることが問題視されている(Sung and Pascall 2016)。つまり、家族主義福祉レジーム諸国のケア負担がその他のレジーム諸国に比べて重く、こうした負担を家族が一身に負っていることが指摘されている。こうして家族主義的性格が強調される中で家族主義福祉レジームという新たなレジームが構想されたのである。

⁽²⁾ Esping-Andersen は、脱家族化を用いた分析を行っても家族主義福祉レジームを4つのレジームとする見方はせず、もともとあった3つのレジームの中で南欧や東アジアを説明している。

2-2 「脱商品化」と「脱家族化」

しかし、福祉レジーム論やそれに続く研究の中で家族主義福祉レジームの特異性が強調されながらも、これらの諸国の家族が日々何を負担しており、こうした負担を緩和させるためには何が必要とされているのかといった具体的な問題には目が向けられてこなかった。

この要因として考えられるのは、脱商品化指標が年金、失業・疾病保障などの社会保険制度を分析するために、国家が行う福祉運営にスポットライトがあたりやすいことがあげられる。こうした批判は福祉レジーム論に対するフェミニスト研究者等からの批判に見つけることができる。Esping-Andersen がフェミニストから 90 年代に受けた指摘では、国家と市場の関係性にのみフォーカスする福祉レジーム論を批判し、そこに家族を加えた分析を行うべきであると主張された (Orloff 1993; O'Connor 1996)。Esping-Andersen は脱商品化を用いた分析が女性の家庭内ケアについて不十分な説明をしているというフェミニスト研究者等の批判を受け入れ、「家族の責任を福祉国家または市場の働きを通じて、どの程度まで緩和できるか」(Esping-Andersen 1999=2000: 86) を示す、「脱家族化」指標を用いて家族に分析の焦点を当てることを提案した。

2-3 脱家族化をめぐる議論

具体的に脱家族化を用いた福祉国家比較研究がどのように取り組まれてきたのかを確認するために 3 つの研究について論じる。まず、福祉レジーム論を提唱した Esping-Andersen が行った脱家族化を用いた福祉国家比較研究について説明する。次に、脱家族化比較のための新たな分析枠組みを提案した Leitner と落合恵美子の研究を紹介する。

2-3-1 Esping-Andersen の脱家族化分析

Esping-Andersen の脱家族化分析では、福祉国家が家族に提供する様々なサポート⁽³⁾を総体的に捉えた上で比較し、その程度が大きいものを脱家族化の進展する国家、反対にその総量が少ない国家を家族主義化する国家とした。つまり、家族のケア負担を軽減するものが脱家族化である一方、家族のケア負担が過重であることは家族主義的だというよう

⁽³⁾ Esping-Andersen は脱家族化を 4 種類の指標で捉える。①全体としてどれだけのサービス活動が行われたか (家族サービスへの支出が GDP のなかで占める割合)、②子供のいる家族を助成するために全体としてどれだけのことが行われたか (家族手当と税控除の総合的価値)、③公的な保育ケアがどれだけ普及しているか (3 歳以下の幼児に対するデイ・ケア)、④高齢者に対してどれだけのケアが提供されているか (ホームヘルパーのサービスを受ける 65 歳以上の高齢者の割合) の 4 つである (Esping-Andersen 1999=2000: 97-98)。

に、脱家族化と家族主義を対比させて捉えている。

このようにして、先ほど示した3つのレジームと南欧と日本を検討した結果、社会民主主義、自由主義、保守主義福祉レジーム⁽⁴⁾、南欧⁽⁵⁾と日本の順で脱家族化がなされていることが明らかとなった。また、日本と南欧は最も家族主義の強い社会であることも指摘された (Esping-Andersen 1999=2000)。

しかし、Esping-Andersen の分析では国家と市場が供給する家族に対する社会サービス・政策のすべてが脱家族化を目指すものであると想定している。こうした分析では、脱家族化を達成しているか否かという二極化した結果を想定しており、どの点で家族主義的であり、どの点で脱家族主義的であるのかといった脱家族化に向けた解決策を講じるのに必要不可欠な情報を得ることができない。こうした Esping-Andersen の脱家族化分析の限界を克服しうる研究として、Leitner と落合の家族主義の多様性論がある。

2-3-2 家族主義の多様性論

Leitner や落合は脱家族化の中に2つの方向性を見出している (Leitner 2003; 落合 2017)。Leitner は、家族以外に子育てや介護を外部化する意味で「脱家族化」する方向性と、家族のケアを家族内部で完結させるように家族を支援する意味で「家族主義化」する方向性の2つを想定した (Leitner 2003)。また、落合は「脱家族化」にはケアサービスとケア費用の2つの側面を市場や国家がサポートする方針があるとした (落合 2017)。このように、脱家族化概念の内実を2つに分節化することで、Esping-Andersen の主張するような「脱家族化」対「家族主義」といった二項対立では捉えきれない、より具体的な家族とケアのあり方を想定できる。

まず、Leitner は「脱家族化」と「家族主義化」を Esping-Andersen とは異なる仕方で定義づけ、その上で脱家族化政策やその効果を比較し、ヨーロッパ諸国を4つの家族主義のタイプに分類した。彼女のいう「脱家族化」とは、家族に家族の代替となるサービスを市場や国家が提供することで、親たちを積極的に労働市場へ参入させようとするをいう。一方で、「家族主義化」とは、家族自身が家族の構成員のケアを行うことを支援することを指す。つまり、Leitner は、子供や高齢者の世話を家族が継続的に行えるよう、国家や市場がサポートすることを「家族主義化」と捉えている。「家族主義化」というと、家族支援策が貧困であるために家族により多くの負担を強いている様子を指す場合もあ

(4) オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダのこと。

(5) イタリア、ポルトガル、スペインのこと。

る。Esping-Andersen のいう「家族主義化」もこれと同一の意味である。しかし、Leitner のいう「家族主義化」とは家族自身がケア提供者となることを外部から支援することで、家族のケア役割を強化することを意味する。

Leitner は「脱家族化」と「家族主義化」の概念を用いて育児政策を対象にした実証分析を行っている。ここから4つの家族主義のタイプが導出される（表1）。育児という場面に即せば、Leitner の「脱家族化」と「家族主義化」は以下のように説明できる。まず、子供を保育施設に預け、育児を家庭内から外部に委託することで親のケア負担を軽減するのは「脱家族化」である。一方で、育児給付は給付が所得の代替を果たすことになり、働かなくとも子育てに専念できるため「家族主義化」といえる。Leitner は「家族主義化」と「脱家族化」の程度を家族支援政策の内容や効果で比較し、ヨーロッパ諸国を以下のように4つに類型化した（Leitner 2003: 358）。

表1 Leitner の家族主義の4 類型による欧州諸国の分類結果

		脱家族化	
		強い	弱い
家族化	強い	(1) 選択的家族主義 デンマーク、スウェーデン、フランス、ベルギー、(フィンランド)	(2) 積極的家族主義 オーストリア、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ
	弱い	(3) 脱家族主義 アイルランド、イギリス	(4) 消極的家族主義 ギリシャ、ポルトガル、スペイン

出典：Leitner (2003)

(1)「選択的家族主義」では、家族自身が育児に従事することを⁽⁶⁾外部からサポートし、かつ、家族が育児を行わず外部に委託することもできる。つまり、子供の育児を自身の手で行いたいという親を支援しつつ、親が保育施設に子供を預けて働くこともできる仕組みが「選択的家族主義」諸国にはある。Leitner はこれが最も理想的なタイプであると論じている。

⁽⁶⁾ Leitner は家族ケアの生じる場面を育児、高齢者介護、障害者の世話と述べている。

(2)「積極的家族主義」は、家族が育児を行えるように家族支援体制を整える一方で、ケアサービスの供給量が少なく、家族以外が育児を行う機会を得にくい。

(3)「脱家族主義」は、家族以外が育児を行うことを奨励しており、ケアサービスの供給量が多い。一方で、家族が育児の主だった担い手になるように支援する方策はあまり取られない。

(4)「消極的家族主義」では、脱家族化政策も家族主義化政策も存在しないために、育児を担うことができる唯一の主体は自ずと家族に求められる (Leitner 2003)。

Leitner はヨーロッパ諸国 15 か国の 1990 年代における育児⁽⁷⁾の家族主義の 4 類型を表 1 のように示している。ここで用いられる変数は 2 つある。1 つは「脱家族化」を表す「3 歳児以下の公的保育の利用率」である。もう 1 つは、「家族主義化」を示す「給付付きの育児休業制度の有無」である。それぞれの評価基準は以下のようになる。まず、「3 歳児以下の公的保育の利用率」が 30% 以下である場合は、「脱家族化」が弱いとする一方、30% 以上である場合は、「脱家族化」が強いとする。1990 年代当時の育児休業制度の内容は、ケアの時間権のみを保障するタイプのものと、時間権及び給付まで認めるタイプのものがあり、給付まで認めている場合を強い「家族主義化」とし、時間権のみが認められる場合は弱い「家族主義化」としている。

Leitner と Esping-Andersen の脱家族化分析を比べてみると、イタリアと日本の位置づけが異なることがわかる。Esping-Andersen はイタリアを脱家族化に向けた取り組みに消極的な、家族主義の強い国家と評した。つまり、Leitner の分類でいえば「消極的家族主義」にイタリアが相当するように論じられる。「消極的家族主義」にはイタリア以外のギリシャ、ポルトガル、スペインなどの他の南欧諸国は当てはまっている。しかし、Leitner の分析によるとイタリアは「積極的家族主義」に分類されており、同じグループには保守主義福祉レジーム諸国であるオーストリアやドイツが並ぶ。日本の位置づけについて Leitner の分析では触れられていないが、日本の子育ての脱家族化論を検討した研究によると、日本は「積極的家族主義」にあるとする見解も示されている (藤間 2013)。そうすると日本の場合も Esping-Andersen の脱家族化分析とは異なる特徴が得られていることがわかる。つまり、脱家族化政策が不十分な状態にあるというよりも、家族主体の育児が制度的に保持されやすい状態にあるといえる。

落合は Leitner の定義する「家族主義化」は正確には「家族によるケアサービスの対価を国家が支払ったり、規制によりケア時間を保障したりするという意味では、再生産コス

(7) 育児分野だけでなく、高齢者介護分野、ジェンダー平等分野も類型化していた。

トの「脱家族化」政策である」（落合 2017: 174）とし、4 類型を図 1 のように改めた。具体的には、Leitner のケアの「脱家族化」と「家族主義化」をそれぞれ「サービス」と「費用」の 2 つのタイプに分けて「家族主義の 4 類型」を提案している。

育児政策の内容に即して説明すれば、「ケアサービスの脱家族化」とは、幼稚園や保育園などの公立及び私立の保育施設や保育ママや家庭的保育などの公的及び私的な保育サービスが普及することで達成される。つまり、国家の提供する保育サービスと市場で供給される保育サービスがより多くの子供に利用されることで「ケアサービスの脱家族化」は進展する。

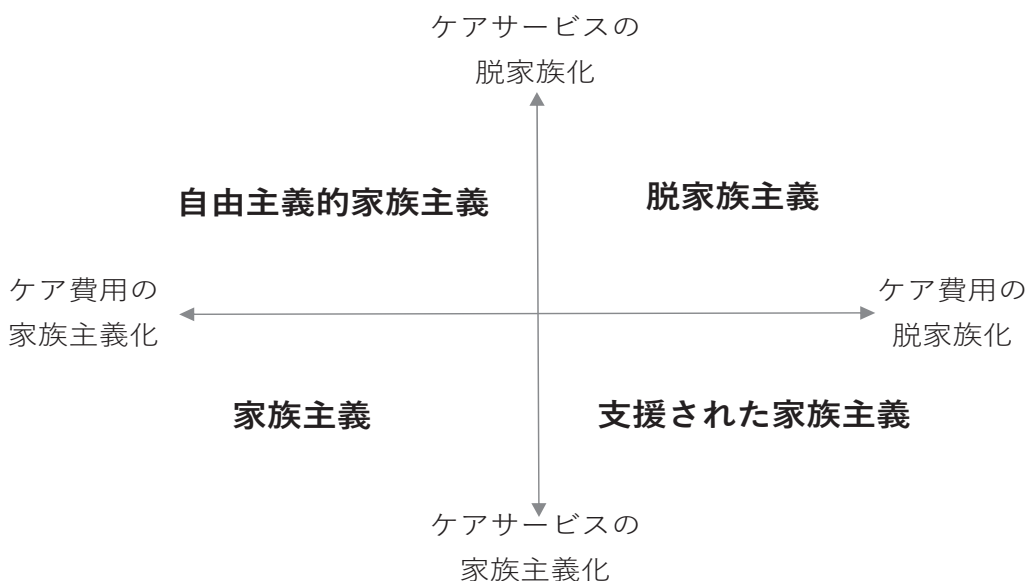


図1 家族主義の4類型

出典：Ochiai (2017)

一方で、「ケア費用の脱家族化」とは育児休業や育児給付などの育児を行う時間やコストを公的に保障することを指す。また、公的資金によって保育所が運営されている場合も「ケア費用の脱家族化」だと定義する。

落合の「家族主義の4類型」は以下の4つのように定義づけられる。

- (1) 「脱家族主義」は、育児のケアサービスもケア費用も保障されるタイプのことである。このタイプの代表的な国家は北欧諸国であると落合は想定している。
- (2) 「家族主義」は、ケアサービスもケア費用も保障されないものである。「家族主義」に類型される国々はケアサービスもケア費用も整備されていないために、家族のケアを家族

が負担するしかない。

(3)「支援された家族主義」は、「ケア費用の脱家族化」のみが実施されるものである。これは、Leitner のいうところの「積極的家族主義」と同義で、家族がケアの提供者であることに公的な経済的支援を行うことを意味する。

(4)「自由主義的家族主義」は、「ケアサービスの脱家族化」だけが推進されたタイプである。Leitner は国家と市場による「ケアサービスの脱家族化」を想定し、落合は市場主導で育児サービスが供給されるもののみが「自由主義的家族主義」にあてはまると定義する。つまり、福祉レジーム論の中でも市場で社会福祉サービスを商品として供給する自由主義福祉レジーム諸国のようなタイプを落合はここに位置づけている。

2-4 小括

以上のように家族主義福祉レジームの特性について脱家族化指標を用いて再度分析し直す必要性について述べ、脱家族化を用いた Esping-Andersen、Leitner、落合の3つの研究を紹介してきた。こうした議論をさらに前進させるため、本研究では育児の脱家族化の実証研究を行う。

まず、本研究では脱商品化指標ではなく脱家族化指標を用いて日本とイタリアを分析し、両国の家族主義の強さや福祉国家の不在を主張するに留まる先行研究の深化を目指す。脱商品化指標は国家中心の福祉システムを分析対象とするが、こうした分析枠組みでは、日本やイタリアをはじめとする家族主義福祉レジーム諸国の家族のケアの実態が明らかとなりにくい。

次に、本研究は、脱家族化をめぐる Esping-Andersen、Leitner、落合の3つの家族の担うケアに着目する研究もさらに発展させるために、日本とイタリアの脱家族化の時系列的变化に着目した分析を行う。Esping-Andersen の脱家族化分析はどのような家族に対する社会サービスであっても、それらをすべて「脱家族化」させるものであると捉えていたが、Leitner や落合は「脱家族化」の方針に多様性を持たせることで、家族のケアの実相がより具体的に把握されるようになった。しかし、これらの分析では、日本とイタリアを代表国とするような家族主義福祉レジーム諸国の脱家族化の時系列的变化を捉えていない。Esping-Andersen と Leitner の脱家族化分析では、彼らの分析時点である 1990 年代の一時点のみのデータを用いている。これらの既存研究は対象期間が一時点でのみ捉えられているために近年までの脱家族化がどのように進められてきたのか明らかになっていない。特に本研究の対象とする日本とイタリアは 1990 年時点では脱家族化の進展が遅れる地域と指摘されており (Esping-Andersen 1999=2000)、その後もこうした特徴が維持されて

いるのか、時系列的変化が生じているのかを確認する必要がある。また日本については Leitner の分析で対象国に含まれていなかったため、本研究では日本を含めた育児政策を数量化したデータを用いた分析を行う。

3 方法と対象

3-1 本研究の着眼点

本研究では落合の脱家族化の理論枠組みと Leitner の脱家族化の実証分析を活用し、家族主義レジーム諸国の脱家族化の移り変わりを分析する。つまり、「ケアサービスの脱家族化」と「ケア費用の脱家族化」の二方向の脱家族化概念を用いた落合の「家族主義の4類型」を参照し、各国の脱家族化政策の傾向を比較する方法として Leitner の手法を参照する。そして、Leitner のように脱家族化政策の内容や効果を数量化し、あらかじめ定めた類型の中に各国を位置づける。

本研究では彼女達の分析に依拠しつつ、これまでの分析よりも対象時間軸の範囲を拡大し、対象地域を家族主義福祉レジーム諸国の日本とイタリアに定めて、以下の2つの点において、より正確で詳細な脱家族化の時系列的変化を明らかにする。

第一に、経年で生じる脱家族化の移り変わりを明らかにするとともに、それらが生じた要因を捉えることである。先進諸国の家族ケア負担緩和を求めるニーズは高まりを見せているので、1990年代から現代までの間に様々な対策が講じられ、脱家族化の各国の傾向も変化している。これまでの分析では1990年代の一時点のみの結果を示したが⁽⁸⁾、1990年代から近年までの変化を経年で追い、その差異を国家間で比較してはいない。脱家族化の体制が変化した背景には何等かの要因があるはずであるが、Leitner の脱家族化の分析においてはこうした部分に触れていない。そこで、本研究では1990年代から2010年代までに各国の脱家族化政策がどのように移行してきたのか、また、なぜそのような変更が生じたのかを明らかにする。

第二に、対象地域として特に日本とイタリアの育児の脱家族化に着目する。脱家族化を用いた分析では、Esping-Andersen は両国を脱家族化の遅れた家族主義化する国家と結論づけている (Esping-Andersen 1999=2000)。しかし、Leitner の脱家族化の類型論の下では日本もイタリアも家族にとって何もかも不足するような育児政策や制度を敷いているわ

⁽⁸⁾ Leiter (2003) は Esping-Andersen (1999 = 2000) が利用する一時点のデータをそのまま引用している部分がある。Esping-Andersen の議論が静態的であるという批判は以前からあり (宮本 2001)、それと同様に、Leitner の議論も環境適応していないことになる。

けではなく、少なくとも家族が育児を行いやすいように整備しているという。このような脱家族化分析の異なる両国の結果について検討する必要がある。

3-2 対象国

本研究では、家族主義福祉レジーム諸国の脱家族化の時系列的変化を明らかにし、かつ、それらが生じた要因を示すために東アジアおよび南欧地域から日本とイタリアのそれぞれ1か国ずつを中心に分析を行う。先述したように、日本とイタリアは家族主義福祉レジームの中でも、脱家族化に向けた動きが遅い地域であるという共通点がある（Estévez-Abe 2015）。さらに、家族主義福祉レジーム諸国が先行研究のいうように家族主義の強い傾向を有するのかを検討するために、福祉レジーム論の3つのレジームと比較し、レジームごとの類似/相違をも明らかにする。そこで、社会民主主義福祉レジームのスウェーデン、自由主義福祉主義レジーム諸国のイギリス、保守主義福祉レジーム諸国のドイツの3か国のデータも同時に提示する⁽⁹⁾。

3-3 変数

今回の分析で用いるデータは、「3歳児以下の公的保育の利用率」と「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル」の2つである。前者を落合の提唱する「ケアサービスの脱家族化」、後者を「ケア費用の脱家族化」とみる。以降これら2つの変数について説明する。

3-3-1 「3歳児以下の公的保育の利用率」

まず、1つ目の変数である「3歳児以下の公的保育の利用率」は、国家や市場が保育サービスを供給することで家族の育児負担が緩和されると考えられるため、「ケアサービスの脱家族化」を示す変数といえる。

公的保育⁽¹⁰⁾とは、政府から経済的支援を受けた保育施設・サービスと、民間で運営さ

⁽⁹⁾ スウェーデン、イギリス、ドイツのデータは提示するが、あくまでも日本とイタリアの二か国に絞った分析を行うため、この3か国の実証分析は行わない。

⁽¹⁰⁾ 日本では幼稚園や保育園など施設型の公的保育が一般的であるが、欧州では施設型の他に保育ママや家庭的保育などの家庭を保育の場として利用するものも一般的である。このように各国で提供する公的保育の種類は様々である。OECDは“Center-based day-care（施設型保育）”と“Family day care（家庭的保育）”の2つを公的保育の形態として定めている（OECD 2016c）。まず、“Center-based day-care（施設型保育）”とは、国から認可を受けた保育園や幼稚園から提供される保育サービスのことで、家庭外で行われる施設型の保育のことを指す。一般的にこれらのサービスは3歳以下の子供や未就学児に提供されている。“Family day care（家庭的保育）”は、家庭で行われる公的保育サービスのことである資格を有する。保育ママが子供のいる自宅に赴いて3、4人の子供の世話をする。これも3歳以下の子供を対象に提供される。施設型の保育は地理的な条件や定員制限などによって利用可能性が限られてしまう一方で、家庭的保育は

れる保育施設・サービスのことをいう。つまり、国家と市場が提供する保育サービスの総称が公的保育である（OECD 2016c）。

3歳から就学前までの年齢の子供に対する公的保育サービスの利用率はOECD加盟国の平均が83.8%と高いが、3歳児以下については各国に差が生じている（OECD 2016b）。家族の代わりにこうした子供の世話をするサービスが十分に普及すれば、親の就労継続の可能性が高まる。2001年のOECDの*Employment Outlook*では、女性の就労に直結するデータとして加盟国全体のデータを掲載し分析している（OECD 2001）。

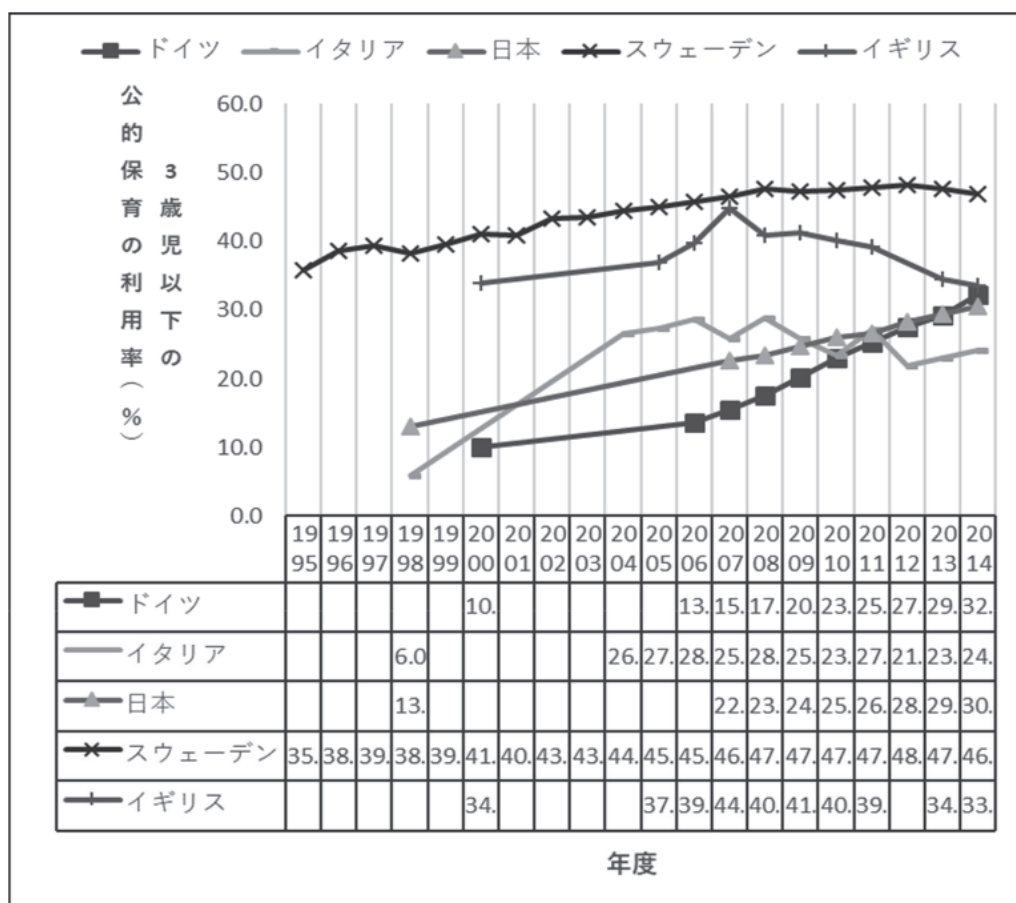


図2 1995年から2014年までの「3歳児以下の公的保育の利用率」の変遷

出典：OECD（2001、2016b）をもとに筆者作成

注：空欄はデータなし。

図2では、公的保育を利用する3歳児未満の子供の利用率を1995年から2014年まで経

そうした制限がなくアットホームな環境が好まれ、活用されている。

年で示した。図2の折れ線グラフでは、1990年代から2010年代にかけて右肩上がりにグラフが上昇していることが分かり、国際的に利用率が高まっていることがわかる。そこで、今回の分析ではLeitnerが分析時に基準と定めた30%ではなく、近年の「3歳児以下の公的保育の利用率」のOECDの加盟国平均である35%以上を「ケアサービスの脱家族化」と定める。Leitnerの分析では「3歳児未満の公的保育の利用率」は30%以上が高い割合であるとされていたのは、分析時の2000年代のOECD加盟国の平均が30%であったためである。2002年バルセロナ会議では、2010年までに「3歳児以下の公的保育の利用率」を33%にまで引き上げることが目標とされた(Council of the European Union 2018)。また、2014年の時点では、OECD加盟国の平均は35%と上昇を見せている。そのため、本研究では「3歳児未満の公的保育の利用率」は35%以上をケアサービスの脱家族化が達成されている状態とみなす。

3-3-2 「育児休業制度における脱家族化レベル」

次に、「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル」のについて説明する。育児休業制度は子供の育児にかかる時間と費用を保障する政策である。時間を保障するのは「ケアサービスの家族化」であるが、費用を保障するのは「ケア費用の脱家族化」である。本論文では後者に着目して「ケア費用の脱家族化」の指標として用いることとする。ただし、育児休業制度を利用できるのは就業するものに限られるため、本研究は「ケア費用の脱家族化」の一部のみを扱う限定のある試論であることをお断りしておく。

日本とイタリアの15歳から65歳の女性の労働力率は1990年代から2010年代にかけて、それぞれ50%～60%前後と40～60%であり、OECD平均の60%に比較して低い(OECD, Stat 2019)。また、育児休業制度も男性の取得率が極端に低く、女性の取得率と比べると大きな差がある。2016年のデータによると日本の男性の育児休業制度の利用率は3%で女性は82%であり(厚生労働省 2018)、イタリアでは男性が11%で女性が54%あった(OECD 2019)。こうしたことを踏まえると、育児休業制度が対象とするのは育児休業制度を利用する家族でかつ女性であることがわかる。

今回の分析に用いた資料は、OECDが2017年に公表した“*DETAIL OF CHANGE IN PARENTAL LEAVE BY COUNTRY* (各国別育児休業制度の変遷)”である。ここには育児休業制度の制定年度から、現在に至るまでどのように改訂がなされてきたのかが掲載されている。

本研究ではこの中でも、育児休業制度がヨーロッパ及び、今回対象とした東アジア諸国で施行され比較が可能な状態となったことを踏まえ、1990年代以降の政策変遷に着目する。

その上で特に、育児休業制度の中で期間と給付額の二点について述べられた記述がある。本研究ではその二点が記述された部分を抜粋し、得点化した。

育児休業制度の期間は、両親ともに育児休業を取得した場合に一世帯が得られる休業期間の合計を算出⁽¹¹⁾した。育児休業制度が存在せず、家族が仕事を休んで子供のケアに専念する時間を保障していない場合（＝0）、9か月間以下（＝1）、9か月以上18か月間以下（＝2）、18か月以上27か月間以下（＝3）、27か月間以上（＝4）とする。

育児休業制度の給付額は、給付額が多いほどケア費用が保障されるため、「ケア費用の脱家族化」の指標とする。本研究では休業中に就業中の所得がどの程度カバーされるのかという観点から「ケア費用の脱家族化」を測ることとし、給付額が対象国の平均収入を代替する割合を算出した⁽¹²⁾。平均所得は政策制定年度の対象国の平均収入から算出した。このようにして、本研究では0から4までの5段階で以下のように得点化した。

給付自体がない場合（＝0）、月収の25%以下の給付（＝1）、月収の25%以上50%以下の給付（＝2）、月収の50%以上75%以下の給付（＝3）、月収の75%以上の給付（＝4）

期間と給付額の得点を掛け合わせたものを、「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル」とする。合計得点が高い方が「ケア費用の脱家族化」が進んでいることになる。年代別にOECD加盟国11か国全⁽¹³⁾の平均を調べると、「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル」は、1990年代では2.2、2000年代では3.2、2010年代では3.9であり、「ケア費用の脱家族化」は少しずつではあるが、進んでいることがわかる。1990年代から2010年代を通じた平均は3.1であったため、本研究では3.1以上を「ケア費用の脱家族化」、3.1以下を「ケア費用の家族主義化」とした。

3-4 方法

本研究では、落合の「家族主義の4類型」が示された4象限のある座標軸上に、1990年代から2010年代までの各国の脱家族化の移り変わりを表す折れ線グラフを提示する。今回の対象国から得られた結果によると何等かの時系列的変化が観察されたため、これらが生じた原因を育児の脱家族化政策の歴史的変遷から考察する。

⁽¹¹⁾ これは、育児休業の受給対象が世帯ごとである国と、個人単位である国とに大きく分かれるためである。一世帯ごとに取得した場合に合わせ、個人単位である国の世帯を、父親と母親がいる家族と想定し、取得可能な期間を算出している。

⁽¹²⁾ 給付方法には、どの世帯に対しても、定額で給付を行う方法と、月収に応じて給付を行っている場合の2つがある。また、政策文の中に記載される金額はユーロやドルなど様々な通貨で記載されているため、当時の為替レートを元に通貨を揃えて算出している。

⁽¹³⁾ 11か国は、スウェーデン、フィンランド、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、スペイン、日本、韓国、台湾である。

前節で得られた変数を各国別に、表2にまとめ、2つの変数を「家族主義の4類型」へと対象国別に1990年代から2010年代までプロットしていく。分析結果に示した図の読み方は、図1の「家族主義の4類型」を座標軸と見立て、縦軸は「3歳児以下の公的保育の利用率」、横軸は「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル」とする。グラフの横に示した矢印は、折れ線グラフにプロットしたデータの動態を示している。上に伸びる矢印は「ケアサービスの脱家族化」を意味し、下に伸びる線は「ケアサービスの家族主義化」を意味する。また、右に伸びる線は「ケア費用の脱家族化」、左に伸びる線は、「ケア費用の家族主義化」を意味する。さらに、本研究ではグラフ上に脱家族化するにあたってのターニングポイントとなった政策や制度、政治体制の変動や経済的影響を書き記した。

表2 「育児休業制度によるケア費用の脱家族化レベル及び3歳児以下の公的保育の利用率一覧」

	スウェーデン		イギリス		ドイツ		日本		イタリア	
	育児休業 制度	公的保育 の利用率	育児休業 制度	公的保育 の利用率	育児休業 制度	公的保育 の利用率	育児休業 制度	公的保育 の利用率	育児休業 制度	公的保育 の利用率
1995	6.0	35.9	0.0		3.0		4.0		4.0	
1996	6.0	38.5	0.0		3.0		4.0		4.0	
1997	6.0	39.4	0.0		3.0		4.0		4.0	
1998	6.0	38.3	0.0		3.0		4.0	13.0	4.0	6.0
1999	6.0	39.7	0.0		3.0		4.0		4.0	
2000	6.0	41.1	0.0	34.0	3.0	10.0	4.0		4.0	
2001	6.0	40.9	0.0		6.7		4.0		4.0	
2002	6.0	43.3	0.0		6.7		4.0		4.0	
2003	6.0	43.5	0.0		6.7		4.0		4.0	
2004	6.0	44.5	0.0		6.7		4.0		4.0	26.6
2005	6.0	45.1	0.0	37.0	6.7		4.0		4.0	27.3
2006	6.0	45.7	0.0	39.7	6.7	13.6	4.0		4.0	28.6
2007	6.0	46.6	0.0	44.8	6.0	15.5	4.0	22.6	4.0	25.8
2008	6.0	47.6	0.0	40.8	6.0	17.6	4.0	23.4	4.0	28.9
2009	6.0	47.3	0.0	41.3	6.0	20.2	4.0	24.6	4.0	25.9
2010	6.0	47.4	0.0	40.1	6.0	23.0	6.0	25.9	4.0	23.3
2011	6.0	47.9	0.0	39.1	6.0	25.2	6.0	26.6	4.0	27.2
2012	6.0	48.2	0.0		6.0	27.6	6.0	28.3	4.0	21.9
2013	6.0	47.6	0.0	34.4	6.0	29.3	6.0	29.4	4.0	23.1
2014	6.0	46.9	0.0	33.6	6.0	32.3	6.0	30.6	4.0	24.2
2015	6.0	50.3	0.0		4.0		6.0		4.0	

出典：OECD（2016a: 2016b: 2014: 1994）をもとに筆者作成

注：空欄はデータなし

4 分析結果

4-1 家族主義およびその他の福祉レジーム諸国全体の動向

図3では、代表的な福祉レジームとされる自由主義福祉レジームのイギリス、社会民主

主義福祉レジームのスウェーデン、保守主義福祉レジームのドイツと、家族主義福祉レジームのイタリアと日本の1990年代から2010年代までの位置を「家族主義の4類型」上に示している。

イギリスは市場を中心に保育サービスを展開している「自由主義的家族主義」に、スウェーデンはケア費用・サービスともに積極的に脱家族化しているため、「脱家族主義」に、ドイツは家族が子供のケアを行うのに必要な費用を公的に支援する「支援された家族主義」に位置づけられた。

これら福祉レジームの代表国とされる3か国と家族主義レジーム諸国である日本とイタリアとを比較すると、保守主義福祉レジームであるドイツに類似する形で「支援された家族主義」に両国があてはまる。

両国が「家族主義」ではなく、「支援された家族主義」に分類されることは予想に反する結果といえる。先行研究では、家族主義福祉レジーム諸国の家族支援策への消極性が指摘されたので、「家族主義の4類型」上に位置づけるならば、育児サービスも費用も十分に保障されない「家族主義」に位置づけられると予想できた。しかし、分析の対象とした1990年代以降から2010年代までにおいて、イタリアと日本は一貫して「支援された家族主義」の中に収まる形で脱家族化している。

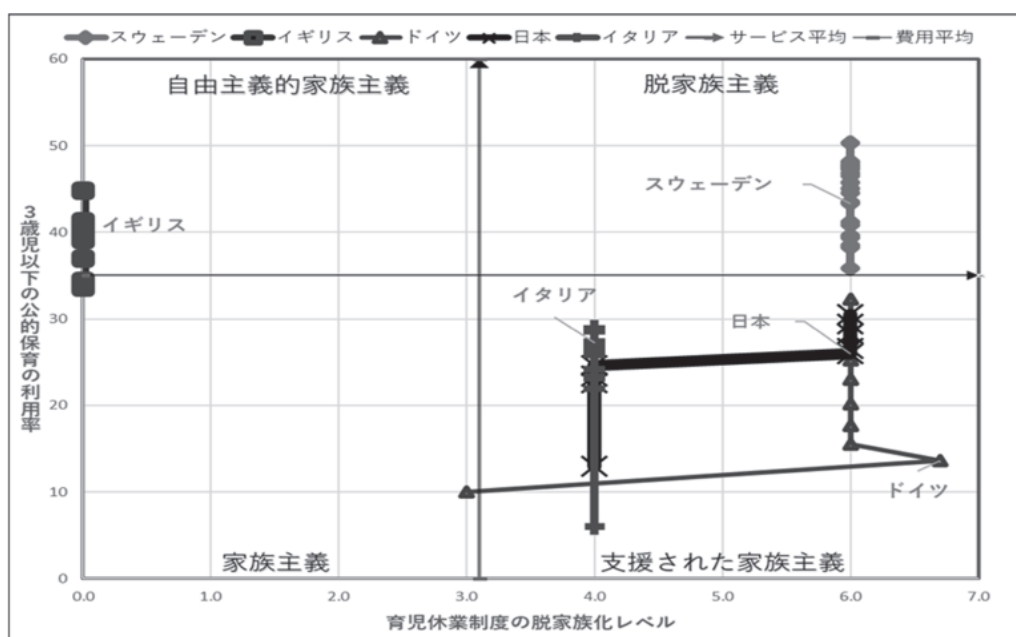


図3 3つのレジームと日本・イタリアの育児の脱家族化の時系列的変化

4-1 国家別にみる育児の脱家族化の歴史的動態

4-1-1 イタリア

図4をみると、イタリアは座標軸の右側に位置し、グラフは上に伸びたのちにユーロ危機を契機に下に伸びる脱家族化の動態が見られた。つまり、ユーロ危機以前までは保育施設・サービスが整備され利用者も増えていったが、その後不況の影響で保育サービスの利用が控えられたことが図から読み取れる。

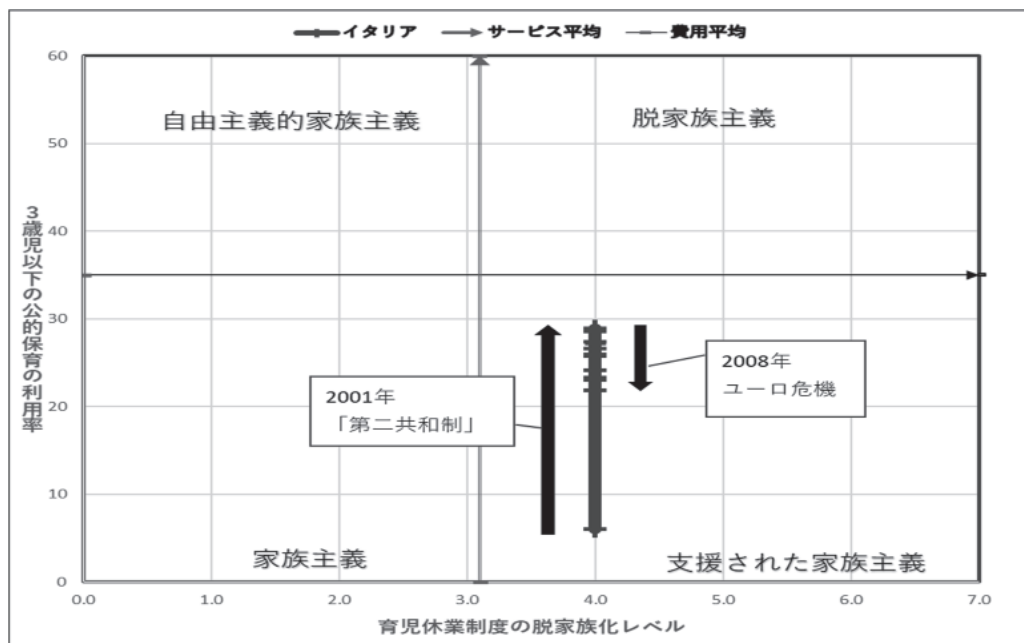


図4 「イタリアの育児の脱家族化の時系列的変化」

イタリアの保育サービスの拡充に勢いがつき、図4の上向きの矢印が生じたのは、2001年の「第二共和制 (Second Republic)」の頃である。イタリア政府はこの方針の下に地方分権化を推し進め、地方自治体にケアサービス供給の責任を求めた。この制度下では生後3か月以上3歳以下の子供に「Asilo nido (ひな鳥の巣)」という保育施設が提供されるようになった (PERFAR 2014)。図2では1998年にイタリアの「3歳児以下の公的保育の利用率」が6%であったが、2007年には28%に数値を伸ばしていることがわかる。このことから「第二共和制」が一定の効果を発揮していることがわかる。しかし、その後、2009年のユーロ危機の後にその値は21%にまで低下したため、矢印は下向きに転じている。

図4をみると、イタリアの育児の脱家族化の特徴としてケアサービスの脱家族化の遅れが指摘できる。「3歳児以下の公的保育の利用率」がOECD平均の35%を超えたことはこ

れまでない。この大きな要因は、“Asilo nido”を利用できる条件が「第二共和制」以降、各自治体によって定められ、それがイタリアの南北格差を強化してしまっていることがあげられる。イタリア政府統計局の調査によると、保育サービスを拡充させたのは、こうした政策に積極的な北部であり、南部では遅れがみられる（ISTAT 2014）。そのせいか、イタリアの「3歳児以下の公的保育の利用率」は2000年代以降も20%前後でOECD平均の35%と比べてもかなり低い割合である（PERFAR 2014）。

ケア費用に関して1990年代から現在までイタリアに動きがなかった点についてもその要因を述べなければならない。イタリアが育児休業制度を開始したのは、1977年であった。80年代の育児休業制度の内容をOECD諸国で比較すると、イタリアは早くに産前産後休業制度と給付付きの育児休業制度を備えた国の1つであった。そのために、「ケア費用の脱家族化」が社会問題化されることなく、2000年までにこうした支援の方策が変更されることはなかった（Knijn and Saraceno 2010）。

育児休業制度に変更がみられなかった一方で、その他の制度によって「ケア費用の脱家族化」は進められている。今回の分析では「ケア費用の脱家族化」の変数に育児休業制度しか用いていないが、これ以外の該当する制度として、*Contributo babysitting o asilo nido*（ベビーシッター及び保育施設に対する助成）がある。この制度下においては、1か月間の産前産後休業を取得後に職場復帰する母親は、ベビーシッターや保育施設などの公的保育サービスを6か月間利用するための給付を受けることができる。つまり、育児休業制度を利用するか、働いて保育サービスを利用するか選択することができる。この制度は2013年に導入され、2015年までの3年間実施された。その後、2015年に1年間の延長が決定され、さらに翌2016年には2018年までの2年間の延長が決定した（Istituto Nazionale per l'Analisi delle Politiche Pubbliche 2018）。そして2018年には給付額がそれまでの月額300ユーロから月額600ユーロへと増額している（Fanpage.it 2014）。

4-1-2 日本

図5の日本のケアサービスの脱家族化を示す上向きの矢印は、イタリアと同様に上昇傾向にあるが、OECD平均を示すラインには届いていない。日本のケア費用の脱家族化は1990年代にはすでに平均を超えていたが、2010年の民主党政権時にその傾向が強化されたためにケア費用の脱家族化を意味する右向きの矢印が生じた。日本は1989年の「1・57ショック」を契機に、ケアサービスとケア費用の脱家族化を推進させていった。ケアサービスの脱家族化は1994年にはエンゼルプランが施行され、保育施設の増設や3歳児以下の「ケアサービスの脱家族化」も進展した。2000年代になってからも「脱家族化」の方針

は続いた。2001年には「待機児童ゼロ作戦」が発表され、保育所・保育ママなどのケアサービスが拡大した。

こうした要因には、日本が定める保育責任の所在が未だに家庭にあることがあげられる。日本では、保育所の入所資格に「保育に欠ける」家庭が対象になると明記されている。「保育に欠ける」とは、保育は基本的に家族が行うことを奨励していて、場合に行政機関が保育を担うことを意味する（新川 2015）。つまり、「ケアサービスの脱家族化」を政策面では進めようとしながらも、「家族任せ」の保育政策を施行しているといえる。

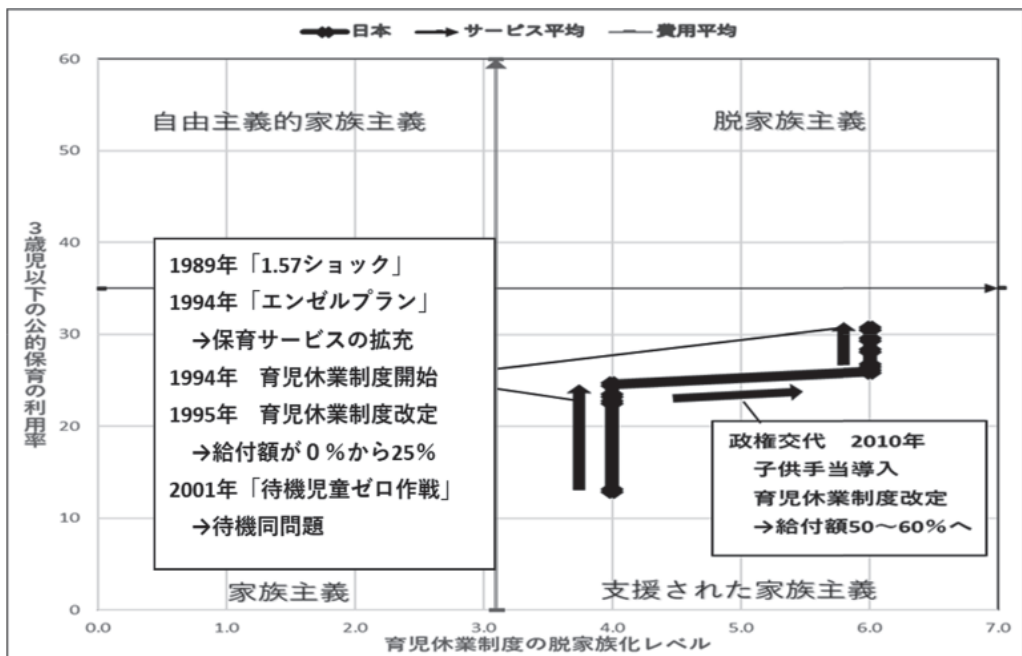


図5 「日本の育児の脱家族化の時系列的変化」

2015年の4月から「子ども・子育て支援新制度」が打ち出され、「保育に欠ける」という文言が「保育を必要とする」に改訂された（内閣府 2015）が、子育ての公的責任の所在は曖昧なままである。全国保育団体連絡会（全保連）は、保護者がどのような状況であっても全ての子供に保育サービスを利用させるためには、国や自治体にサービス提供の責任があると明言するべきであるが、現行制度では認可保育所以外の小規模保育に対する公的責任の所在は曖昧だと批判している（全保連 2015）。

次に、「ケア費用の脱家族化」は、1990年代に整備され、2009年の政権交代の時により積極的に取り組まれるようになった。1992年には給付無しの育児休業制度が、「30人以上

の従業員のいる企業において」という限定付きでスタートした。1995年にはこの制限は廃止され、中小企業でも育児休業制度が導入された。また、給付も25%と諸外国に比べて低額ではあるが、なされるようになり、「ケア費用の脱家族化」も進展を見せた。2010年の政権交代の際には、育児休業制度も制度内容が充実する。1990年代の育児休業の給付額は就業前所得の25%であったが、政権交代以降、50%から60%と大幅な増額が行われた。

育児休業制度以外で「ケア費用の脱家族化」を達成した点としては、民主党政権時代に実施された「子ども手当」があげられる。それまでの旧「児童手当」もケア費用を脱家族化していたといえるが、所得制限があった。しかし、民主党政権時にその制限が撤廃され、義務教育修了までの子供を対象に月額1万3000円を支給した。つまり、2010年代に入って制度が選別的な制度がユニバーサル化したことでケア費用の脱家族化が促進したととれる。

5 議論

ここまで、イタリアと日本の脱家族化の1990年代から現在にかけての移り変わりを図示し、こうした変化が生じた要因について脱家族化政策の内容から考察してきた。最後に本章では、脱家族化分析を通して家族主義福祉レジーム諸国を捉え直したい。

家族主義福祉レジーム諸国は家族主義の性質が強いとされる国々であるので、「家族主義の4類型」上では貧相な家族支援策を展開する「家族主義」に位置づけられると予想できるが、本研究の結果はこうした予想とは異なるものであった。

本研究で分析対象とした家族主義福祉レジームのイタリアと日本の二か国は、保守主義福祉レジームであるドイツと近似する「支援された家族主義」に分類された。保守主義福祉レジームは国家、市場、家族の中でも家族が果たす役割が最も大きいとされる。Esping-Andersenは保守主義福祉レジームの特徴として、「男性稼ぎ主モデル」を維持するような制度設計を組み、子供のケア責任が親にあると法的に明言したり、働く女性が不利になるような課税をしたりというように、家族によるケアを強化しようとする性質が強いという(Esping-Andersen 1990=2001, 1999 = 2000)。

本研究で用いた「家族主義の4類型」によると、ドイツは「支援された家族主義」に位置づけられるが、保守主義福祉レジームと「支援された家族主義」には親和性が見られるとも考えらえる。なぜならば、「男性稼ぎ主モデル」を維持し、家族のケアを家庭内で完結させるために、ケア費用を脱家族化させるという見方もできるからだ。日本とイタリアの両国が保守主義福祉レジームに類似する形で脱家族化を進めているということは、両国

が「男性稼ぎ主モデル」を温存するために女性が行う育児に経済的な支援を行っているとも考えられるだろう。

また、イタリアも日本も同様に「支援された家族主義」に位置づけられたが、両国の育児政策のターニングポイントを確認すると、そこには類似点と相違点を発見できる。

まず、イタリアと日本の育児の脱家族化の類似点の1つ目として、ケアサービスの拡充に遅れが見られる一方で、ケア費用の脱家族化が強化されるという特徴が発見される一方で、保育サービスの拡充が遅れる原因には両国の相違点が見つけられる。イタリアは、南北格差問題から保育サービスの供給に地域間格差が生じ、イタリア全体でみた供給量は低く見積もられてしまう。日本は、待機児童問題にみられるように保育施設・サービスの不足が生じている。また、保育の公的責任が不明瞭であることも問題視されている。

次に、ケア費用の脱家族化は1990年代にはある程度、脱家族化が進んでいる点も両国で類似する。イタリアは、1970年代にすでに給付付きの育児休業制度を整備していた。日本も1990年代に育児休業制度を施行し、2010年代には内容を充実させた。こうしたケア費用の脱家族化を強化する傾向は2010年代になっても継続している。イタリアは *Contributo babysitting o asili nido* (ベビーシッター及び保育施設に対する助成) を開始し、その給付額を増やした他、日本は民主党政権時代に「子ども手当」を実施し、国内ではじめて所得制限のない手当を支給した。

最後に、家族主義福祉レジームである対象二か国が「支援された家族主義」内部で異なる時系列的变化を見せながらも、同一の類型内に位置し続ける点について考察する。本研究では1990年代から2010年代までの約20年間を対象に、日本とイタリアの二か国の脱家族化の時系列的変化を捉えたが、両国がこの期間を通して異なる脱家族化の移り変わりを示しつつも、「支援された家族主義」に居続けたことも示唆に富む。この20年間には、ユーロ危機とアジア金融危機、リーマンショックなどの経済危機が発生した。また、日本では阪神淡路大震災や東日本大震災、イタリアではイタリア中部地震の被害が甚大であった。このような社会変動の中では脱家族化に遅れることがみこまれるが、イタリアのみがユーロ危機に際して保育サービスの拡大が後退し、逆に日本は保育サービスも育児費用も脱家族化した。しかし、「家族主義の4類型」上においては、両国は「支援された家族主義」に留まり続ける結果となり、育児政策の脱家族化の方針をレジームシフトが生じるというほど転換させることはなかった。なぜ、その他の国々が脱家族化の方針転換を迫られる中で家族主義福祉レジームの両国が体制を維持したのかという疑問は残る結果となった。

参考文献

- Council of the European Union, 2018, "Report from the Commission to the European Parliament, The council, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions" (Retrieved December 1, 2019, <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8785-2018-INIT/en/pdf>).
- Esping-Andersen, Gøsta, 1990, *The Three World of Welfare Capitalism*, Princeton: Princeton University Press. (宮本太郎著・岡沢憲美訳, 2001, 「福祉資本主義の3つの世界——福祉国家の理論と動体」ミネルヴァ書房.)
- , 1999, *Social Foundations Of Postindustrial Economies*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳, 2000, 「ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学」桜井書店.)
- Estévez-Abe, M. and Naldini, M, 2016, "Politics of defamilialization: A comparison of Italy, Japan, Korea and Spain." *Journal of European Social Policy*, 26 (4): 327-343.
- Fanpage.it, 2014, "Per avere i 300 euro Inps per la baby sitter bisogna rinunciare al congedo parentale" June 18, 2014, (Retrieved December 1, 2019, <https://job.fanpage.it/per-avere-i-300-euro-inps-per-la-baby-sitter-bisogna-rinunciare-al-congedo-parentale/>).
- Ferrera, Maurizio, 1996, "The southern model of welfare in social Europe", *Journal of European Social Policy*, 6 (1): 17-37.
- Goodman, R. and Peng, I, 1996, "The East Asian welfare states: Peripatetic learning, adaptive change, and nation-building," Esping-Andersen, Gøsta, *Welfare states in transition: National adaptations in global economies*, 192-224.
- ISTAT, 2014, ASILI NIDO E ALTRI SERVIZI SOCIO-EDUCATIVI
- Istituto Nazionale Previdenza Sociale, 2019, Congedo papà.
- Jones, C, 1993, "The pacific challenge : Confucian Welfare State," *New perspectives on the welfare state in Europe*, London, New York: Routledge, 198-217.
- Knijjn, T. and Saraceno, C, 2010, "Changes in the regulation of responsibilities towards childcare needs in Italy and the Netherlands: different timing, increasingly different approaches," *Journal of European Social Policy*, 20 (5): 444-455.
- 厚生労働省, 2018, 『平成 29 年度雇用均等基本調査の結果概要』.
- Leitner, Sigrid, 2003, "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective", *European Societies*, 5 (4): 353-75.
- 宮本太郎, 2001, 「訳者解説」, エスピンアンデルセン, 『福祉資本主義の3つの世界——福祉国家の理論と動体』ミネルヴァ書房, 257 - 268.
- 内閣府, 2015, 『27 年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況』.
- 落合恵美子, 2017, 「つまずき石としての 1980 年代 : 『半圧縮近代』日本の困難」『失われた 20 年と日本研究のこれから・失われた 20 年と日本社会の変容』, 171-182.
- Ochiai, Emiko, 2017, "Human Reproduction in Mature Societies: Different Paths of Longevity Revolution in EuropeAsia and America," presented at Workshop "Crisis of Social Reproduction: Struggles over Nature, Community, Democracy and Care," Collège d'Etudes Mondiales/FMSH, March 13th -14th 2017, Paris.
- O'connor, Julia, S, 1993, " Gender, class and citizenship in the comparative analysis of welfare state regimes: theoretical and methodological issues," *Journal of Sociology, British*, 501-518.
- OECD, 2019, "PF2.2: Parents' use of childbirth-related leave"
- , 2017, "Family Database PF2.5 ANNEX: DETAIL OF CHANGE IN PARENTAL LEAVE BY COUNTRY".
- , 2016a, Family Database Table PF2. 1. F. : "Satutory parental leave arrangements".
- , 2016b, Family Database Table PF3.2.E.: " Enrolment rates in early childhood education and care services and primary education, 3- to 5-year-olds".
- , 2016c, Family Database PF4.1.: "Typology of childcare and early education services".
- , 2014, Family Database Chart PF3.2.A.: "Enrolment rates in early childhood education and care

- services, 0- to 2-year-olds".
- , 2001, Employment Outlook Table4.7. "Summary indicators of formal child-care coverage and maternity leave".
- , 1995, Employment Outlook, "Long-term leave for parents in OECD countries".
- Orloff, Ann, 1993, "Gender and the Social Rights of Citizenship".
- OECD.Stat, 2019, "Employment: Labor force participation rate, by sex and age group", (Retrieved December 1, 2019, <https://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=54741#>)
- PERFAR: Population Europe Resource Finder & Archive, 2014, "Family and children" (Retrieved December 1, 2019, <https://www.perfar.eu/policy/family-children>)
- Saraceno, C., 1994, "The ambivalent familism of the Italian welfare state". *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society*, 1 (1): 60-82.
- 新川敏光, 2011, 『福祉レジームの収斂と分岐：脱商品化と脱家族化の多様性』, ミネルヴァ書房.
- Sung, S. , and Pascall, G., 2014, *Gender and Welfare States in East Asia: Confucianism or Gender Equality?*, London, Palgrave Macmillan.
- 藤間公太, 2013, 「子育ての脱家族化をめぐる「家庭」ロジックの検討」『家族研究年報』(38): 91-107.
- 全国保育団体連絡会, 2015, 『「子ども・子育て支援新制の実施にあたって」すべての子どもの権利保障と保育の拡充のためにいま必要なこと』.

(おおき かなえ・博士後期課程)

De-familialization of Childcare in a Familialistic Welfare State: A Comparative Research Study of Childcare Policies in Japan and Italy

Kanae OHKI

This study aims to investigate how the burden of childcare is distributed in Italian and Japanese societies. Childcare is an issue where the public and private policy-making spheres often overlap and clash. On the one hand, childcare is a private issue and can be interpreted as a form of free labor in which the childcare burden is mostly carried by women - stressing the inequalities often present in the division of household chores. On the other hand, the topic of childcare is also a heavily politicized matter where finding the right balance between access to family-provided and publicly provided childcare is a challenge.

Italy and Japan are both good examples of countries where family-provided childcare has, historically, been the most prevalent and they have, therefore, been categorized in much previous research as having 'familialistic' welfare regimes - defined as representing a policy system in which the family takes the primary responsibility for family well-being. In contrast, changes over the past decades suggest a large-scale trend towards 'de-familialization', as more childcare options are provided by the market and public services are used to help reduce the family burden.

However, the analytical framework applied to the assessment of care needs in the context of modern welfare regimes has often proven to be insufficient, and further study is required on the effects of 'de-familialization'. In order to help describe the transition and assess the reasons behind the movement from the 'familialistic' system towards 'de-familialization' that occurred between the 1990s and the 2010s, OECD data from the Family Database and historical data on the Family Policy in Japan and Italy was analyzed.

The results indicate that, in both countries, while parental leave systems have expanded and become more widely available to parents and carers alike, the degree of access provided to childcare-providing facilities still does not satisfy demand. These findings support the hypothesis that the way in which current welfare regimes are categorized may need to be reconsidered categorization of current welfare regimes is changing.